

【重要】犯罪収益移転防止法が改正されます

口座の売買・譲渡、送金バイトは犯罪です！

令和8年（2026年）7月10日より施行

【1】口座・通帳等の売買・譲渡は犯罪です

以下の行為はすべて罰則の対象となります

① 買う・譲り受ける行為

② 売る・譲り渡す行為

③ 勧誘・誘引行為

【対象となる金融サービス】

預貯金通帳・キャッシュカード・ID/パスワード、暗号資産交換契約に係る情報、高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る情報、ステーブルコイン取引情報等

△ 他の金融機関でも口座の開設や利用ができなくなる場合があります

【2】「送金バイト」は犯罪です

SNS等で募集される「送金だけで報酬がもらえる」仕事は犯罪となります

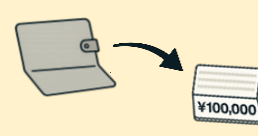
① SNS等での募集に応募



② 口座番号を教える



③ 振り込まれたお金を指定口座へ送金



★ポイント：送金の「実行」だけでなく、「依頼」や「募集」も犯罪です！暗号資産等による送金も対象！

【罰則】法改正により厳罰化されます

違反類型	改正前	改正後（2026年7月10日～）
口座等の不正譲渡	1年以下の拘禁刑 または100万円以下の罰金	3年以下の拘禁刑 または500万円以下の罰金
同上（業として行った場合）	3年以下の拘禁刑 または500万円以下の罰金	5年以下の拘禁刑 または1,000万円以下の罰金
送金バイト【新設】	（規定なし）	2年以下の拘禁刑 または300万円以下の罰金
同上（業として行った場合）	（規定なし）	3年以下の拘禁刑 または500万円以下の罰金

【UI銀行からのお願い】

- ・ 口座の譲渡・売買の勧誘には絶対に応じないでください
- ・ 不審な送金依頼を受けた場合は、すぐにUI銀行コンタクトセンターまでご連絡ください
- ・ 不正利用が確認された場合、口座の利用停止等の措置を取らせていただくとともに、警察等の捜査機関へ通報いたします

詳しくは警察庁・金融庁ウェブサイトをご確認ください

○ JAFIC（警察庁）：<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

○ 金融庁 犯罪収益移転防止法関連：<https://www.fsa.go.jp/common/law/kokuji.html>

○ 令和8年犯罪収益移転防止法の改正について（警察庁）：<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/hansyu/houritukaisei.html>

UI銀行